

毎週火・金曜日発行(当日が休日当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○県外の区域から家畜の移入を禁止する件 三九七

○地籍調査の成果について認証した件 三九七

○土地改良区の定款の変更を認可した件 三九六

○県管土地改良事業の異種目換地指定の件 三九六

公 告

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 三九六

○県管土地改良事業の工事が完了した件二件 三九六

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会

○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 三九六

告 示

福 島 県 告 示 第 四 百 二 十 二 号

口蹄疫のまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する家畜等の種類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。
平成二十二年六月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 移入を禁止する家畜等の種類
牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにそれらの死体又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

二 移入を禁止する県外の区域

1 宮崎県内の次に掲げる区域

(一) 宮崎市のうち田野町甲の一部(二ツ毛、西ノ原、石久保下、二ツ山、東大久保、馬渡、下ノ原、船ヶ山、元木、合子ヶ谷、平田、中畑、瓜生野、船ヶ山前平、石

久保、桂谷及び笠を除く。)、田野町乙の一部(上ノ原、堀ノ下、斧碓、突屋ヶ野、古木場、竹ヶ迫、前ノ原、渡ヶ谷、上ノ鶴及び鹿村野を除く。)、田野町あけぼの二丁目、田野町あけぼの二丁目、田野町あけぼの三丁目、田野町あけぼの四丁目、高岡町飯田、高岡町内山、高岡町浦之名、高岡町小山田、高岡町上倉永の一部(カチコ、駁目、池下、管迫、八ッ割、長丸、法月ヶ迫、椎木ヶ平、糍ヶ迫、小簿、梅木ノ下及び津婦木ノ尻を除く。)、高岡町紙屋、高岡町五町、高岡町下倉永の一部(学頭、池内、祇園及び木佐)、高岡町高浜、高岡町花見の一部(向川原、川畑、屋敷、池田、八反及び矢越を除く。)、及び大字細江の一部(宮田迫、霜月田、門田、板出、江戸口、蔵別當、岡ノ下、細江田、鳥帽子形、北ノ迫、古宮田、松ヶ迫、平田、西ノ迫、坪根、市ノ又、鎌迫、八幡田、井手原、勘露事、柳迫、長見通、猿喰、正夫迫、高城ノ下、奈名迫、畑三反田、油田、桑田迫、大丸、板川、西ノ摩帽子、椎屋形、小川内、砥ヶ谷、高山谷、枇杷ノ首、笹ノ段、彦十、時雨西迫、時雨柳迫及び上ノ原を除く。)

(二) 東諸県郡国富町のうち大字向高、大字深年の一部(染平、狩野、塔ヶ瀬、滝下、鳥廻、八町坂及び法華嶽)、大字森永の一部(五反田、山口、松ノ本、寺ノ上、須田ノ木、久保島、福山、京出、福山ノ下、大王ノ下、平城、平城ノ下、室屋、佛飼免、蔵源寺、大迫、上水流、道免、中水流、八計代、杉木水流、後平、池平及び西ノ原)、大字竹田の一部(西ノ前)、大字風田の一部(内堤及び鷹ヶ迫)、大字田尻の一部(石畑、岩下、岩立、宇宿迫、大迫、四町迫及び鷹ヶ迫)及び大字須志田の一部(麻地、麻地ノ上、豆漬、中尾、鍋ヶ谷及びミカヘリ)

(三) 東諸県郡綾町全域
(四) 西諸県郡高原町のうち大字広原、大字蒲牟田、大字後川内及び大字西麓の一部(水分、藤頭、上水天原、下水天原、蒲牟田原、上大迫、一里山、山神後、広原、立山、鎮守ノ下、上馬場、下馬場、中ノ出口、二本松、前ノ原、馬登、大迫、代五郎、原ノ出口、村中、畑間、遠目塚、城ノ下、西城戸、城ノ向、天付、湯ノ崎、屋敷野、梅ヶ谷、坂ノ上、梅ヶ久保、池ノ原、瀬口、田ノ尻、目ノ崎、鹿兎山、木場谷及び横折)

(五) 小林市のうち南西方の一部(下水流、十三塚、板橋、石氷、能迫、小久保、立山、平原、孝ノ子、今村、堂田、浜ノ座、吉村、瀬戸岡及び土橋)、北西方の一部(有村、前原及び種子田原)、細野、真方、東方の一部(坂ノ下、鶴戸丸、高塚及び永迫を除く。)、水流迫、堤、須木奈佐木の一部(猫坂、川添、払谷、下前田、橋谷、町元、鳥越、中島、横谷、山ノ口及び永迫)、須木下田の一部(下宇都、坂本谷、小野、中野、轟下、大王谷、冷水、唐池、麓上原、桑原谷、相牟田、松ノ本、園田、下田中島、下田、鶴園、片地、洗崎、永田、ヲドノ及び軍谷)、須木内山の一部(須志原、神ノ原、内山、東ノ前、瀬越、楠谷及び岩前)野尻町東麓、野尻町紙屋及び野尻町三ヶ野山の一部(中村、中原、建平、下久保、野戸谷、奈良塚、栗須、橋ノ元、岩坂、永山、小宇都、永尾、山神、前田、内木場、鳥居松、萩原、五反田、一本松、上ノ園、三ヶ野山、佐土原、山田口、蓑ヶ池、松山、大迫口、佐土元、橋ノ口、下ノ原、八所、川路、瀬戸ノ口、大眠、岩

瀬口、大萩、西原、来見ヶ迫、佐土瀬原、園牟田、釘松、柿川内、湯ノ元、松ノ元、渡り口、亀甲、大脇渡、桃ノ木、四丁目、切畑、寺田、馬渡、出水、相牟田、小水流、上ノ原、下り山、福ヶ迫、中尾、前畑、大迫、権現崎、後原、水流平、入水、大塚原、東原、小坂下、大脇、大丸、勢ヶ迫、丸岡、野森原、大脇前、小坂、井出水、大谷及び丸山)

(六) 都城市のうち岩瀧町、上水流町の一部(十三束、川桶仮、藤ヶ迫、長牟田、森田原、外堀、中道、野首、陳、陳ノ口、中牟田、香原、陳ノ下、楯下、羽根田、古城、楯口、西原、中島、古川、中須、下水流、瀬越、平原、王子前、久保田、平田、車田、長洲束、下川原、向川原、上川原、柳原、曲田丸、屏風谷及び松ヶ迫)、下水流町の一部(川畑、王子川原、平原、清国、竹原、築地、天神原、立木、木場代、火打水流、波籠口、倉満、脇畑、野添、諏訪前、赤池、中間、倉内、北鶴、南鶴、松永島、元牟田、小岡原、池田、佐土ヶ中、中須及び長崎)、野々美谷町、丸谷町の一部(下ノ園、稲荷田、山ノ田、銅谷、堀頭、万ヶ塚、狸尾、粗板、流合、渡り口、渡元、薄谷、遠目塚、市ノ下、下ノ原、終原、干太堀、榎木原、前畑、橋口、下川原、上川原、谷ノ口、四万培、植松原、上大五郎、本池、麻生迫、原下、中大五郎、下大五郎、下境、水ノ谷、長牟田、米田、鶴田、西ノ丸、乗峯、堂山、一貫水、大門、楠牟礼、阿布施、荒ヶ田、狸穴、松ヶ森及び西ノ谷)、高崎町笛水、高崎町江平、高崎町縄瀬、高崎町大牟田、高木町、神之山町、金田町、都北町、太郎坊町、吉尾町、大王町の一部(柳田、切畑、平江原及び大王)、平江町、前田町、小松原町、栄町、北原町、中原町、妻ヶ丘町の一部(東原)、菖蒲原町、年見町、広原町の一部(広原町)、立野町、早水町、郡元一丁目、郡元二丁目、郡元三丁目、郡元四丁目、郡元町、祝吉、祝吉一丁目、祝吉二丁目、祝吉三丁目、祝吉四丁目、千町、上川東一丁目、上川東二丁目、上川東三丁目、上川東四丁目、下川東一丁目、下川東二丁目、下川東三丁目、下川東四丁目、庄内町の一部(戦場原を除く)、乙房町、菓子野町、関之尾町の一部(餅田、丸山、石町、梅木川原、多羅木、西ノ切、上和田、中牟田、新町、王子川原、正牟田、次牟田、中次、川崎、池ノ尾、上牧、中牧及び牧跡)、横市町、都原町の一部(都原)、志比田町の一部(ニタ元を除く)、南横市町の一部(宮下、高崎、平田、早馬原、和田、胡摩設、尻枝、八反田、柳田、坂元、加治屋、星原、田谷、吉原及び緑原)、高野町の一部(板川内、後迫、池田ヶ谷、前田、フヶ原、島越、四日田、大俣、夫婦谷、山下完口、大迫、上段、山ノ口、中ノ段、和田敷、見返、萩原、道下、村前、中野、木綿ヶ野、前谷及び黒生)、美川町、御池町の一部(横尾、札立原、戸ノ口及び折生ヶ久保)、高崎町前田、山田町山田、高城町四家、高城町有水、高城町石山、山田町中霧島、高城町穂満坊の一部(馬場、軍神原、茶園原、鷺窪、前田、大丸、小金丸、花立、洗田、板敷、清水、真米田、間ヶ塚、和田、鳥井前、桑木丸、同栗、後迫、小丸、宮下、才原、山路及び野中)、高城町桜木、高城町大井手、高城町高城、山之口町山之口、山之口町花木及び山之口町富吉

(七) 北諸郡三股町のうち五本松、稗田、新馬場、花見原、中原、今市、大字宮村

の一部(植木)、大字榊山の一部(山内、大谷、山下、中島、出水、外戸口、向原、八谷、植木原、古堀、河辺田、原田、迫田、南田、平田、蔵元、宮田、大工原、五本松、栗原、後畑、射場迫、町前、松原、塚原、天神、上沖、新道、東原、射場前、榎堀、稗田、唐橋、花見原、沖水原、中原、下沖、早馬下、天神下、池ノ元、塚下、中川原、竹下、稲荷下、稗久保、石坂、井手口及び細巨)、大字餅原、大字蓼池及び大字長田の一部(山田川原、車場、堂の下、栗山、杉木水流、中川原、一本松、前川原、瀬ノ口、柳田、水戸口、上山田、宮前、立岩、稗宮、丸岡、宮尾、高才、霧島待、陣ノ尾、セカイ、仁田山、唐杉、宮田、山神迫、松ヶ迫、千才丸、向原、犬房ヶ迫、早馬田、関田、立野、方境、崎田、石ヶ迫、池ノ谷、折敷田、小椎迫、馬場田、杉ヶ谷、城内、中原、天神原、坂ノ下、諏訪原、辻原、栗巢、牧、福留、出谷、轟木、火の口、大川原、牧野、小川内、木場、御崎原、宮脇、温川、長原、平山、大八重、折付、政矢谷、椎八重、大野、川内、走持、内ノ川内、板ヶ谷、酎子口、高野、秋丸、佐渡脇、天木野、尾佐川、下仮屋及び壹堂)

(畜産課)

福島県告示第四百二十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、大沼郡会津美里町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十二年六月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 調査を行った者の名称
新鶴村

二 成果の名称
大沼郡新鶴村大字佐賀瀬川の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第四百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、江花川沿岸土地改良区から平成二十二年五月十七日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月十一日認可した。

平成二十二年六月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第四百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項で準用する同法第五十三条の二第一項の規定により、次の土地を県営区画整理事業倉楯地区に係る換地計画において非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成二十二年六月十八日

土地の表示
南会津郡下郷町大字豊成字田茂木一七三二番地

福島県知事 佐 藤 雄 平
地積(平方メートル)
六六一のうち四九七・六四
(農地管理課)

福島県告示第四百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年六月十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西白河郡西郷村大字真船字芝原三四一の一、三四一の三、大字鶴生字金畑一の二、一の三、一の一〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、西郷村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白河市豊地古屋敷三三の一、大信町屋字渋川山二三、二四の一、四〇の一、四一から四六まで、大信限戸字赤仁田一の七八、一の八六、西白河郡西郷村大字真船字葎ノ目二一の一、二一の二、二一の五、字宮内治二五の一、大字小田倉字馬場坂四五の一

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課並びに白河市役所及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

公 告

公告第二百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の二第三項の規定により、大内地区に係る県営の農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の工事は平成二十一年十一月二十七日完了したので公告する。

平成二十二年六月十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平
(農村計画課)

公告第二百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の二第三項の規定により、諏訪下地区に係る県営のため池等整備事業の工事は平成二十二年三月十七日完了したので公告する。

平成二十二年六月十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平
(農村計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成二十二年六月九日現在において、次のとおりである。

平成二十二年六月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三、二四一
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三四三、六六九
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	有する者の三分の一の数	超える数に六分の一を乗じて得た数	四十万に三分の一を乗じて得た数	合算した数
選挙区				
伊達郡	二九、六一七			二九、六一七
安達郡	一八、二七三			一八、二七三
岩瀬郡	八、五一五			八、五一五
南会津郡	八、六八五			八、六八五
耶麻郡	一三、九三七			一三、九三七
河沼郡	九、二八九			九、二八九
大沼郡	八、四九三			八、四九三
西白河郡	一八、〇四〇			一八、〇四〇
東白川郡	九、七九〇			九、七九〇
石川郡	一二、三一五			一二、三一五
田村郡	一九、九三八			一九、九三八
双葉郡	一九、九二八			一九、九二八
相馬郡	一〇、八五四			一〇、八五四
選挙区				
福島市	七八、九九六			七八、九九六
会津若松市	三一、五八三			三一、五八三
郡山市	八九、二一五			八九、二一五
いわき市	九四、四六四			九四、四六四
白河市	一二、六四一			一二、六四一
原町市	一二、七六二			一二、七六二
須賀川市	一八、〇七九			一八、〇七九
喜多方市	九、一六四			九、一六四
相馬市	一〇、三三二			一〇、三三二
二本松市	九、一〇〇			九、一〇〇